

資料編

1. 二本松市長期総合計画策定経過

長期総合計画策定に係る審議会等開催	
企画員会議	18. 5. 18 第1回企画員会議 6. 1 第2回企画員会議 7. 20 第3回企画員会議 分科会（7分科会（各8～10回開催）） 10. 24 第4回企画員会議（まとめ）
庁内会議	19. 5. 14 ～ 5. 16 施策体系各部ヒアリング 7. 9 ～ 7. 11 市長ヒアリング 8. 9 ～ 8. 10 市長ヒアリング 8. 23 ～ 8. 24 各部ヒアリング 10. 22 ～ 10. 29 財政計画とのすり合わせ 10. 30 ～ 11. 1 市長ヒアリング
審議会	19. 3. 7 第1回振興計画審議会 5. 31 第1回勉強会 6. 15 第2回勉強会 6. 29 第3回勉強会 7. 12 第4回勉強会 7. 30 第5回勉強会 11. 12 第2回振興計画審議会（諮問） 11. 20 第6回勉強会 11. 21 第3回振興計画審議会（答申）
地域懇談会	19. 3. 8 ～ 3. 20 地域懇談会（9箇所） 19. 5. 24 ～ 6. 1 地域懇談会（4箇所）

2. 二本松市振興計画審議会条例

平成17年12月1日

条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、二本松市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、二本松市振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 農林業代表者
- (2) 商・工業代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年二本松市条例第38号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

3. 諮問

19 企 第 231 号
平成19年11月14日

二本松市振興計画審議会
会長 國 井 文 郎 様

二本松市長 三 保 恵 一

二本松市長期総合計画について（諮 問）

二本松市振興計画審議会条例（平成17年12月1日条例第22号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 別冊「二本松市長期総合計画（案）」

4. 答申

平成19年11月21日

二本松市長 三 保 恵 一 様

二本松市振興計画審議会
会長 國 井 文 郎

二本松市長期総合計画について（答 申）

平成19年11月14日付け19企第231号で諮問のあった二本松市長期総合計画については、慎重に審議した結果、諮問案のとおり決定することを適当と認めます。

なお、この計画に基づく施策の実施に当たっては、以下の点について配慮されるよう要望します。

記

- 1 諮問された計画案は、当審議会でも数多く開催してきた勉強会の意見を反映したものであり適切なものと認めるが、勉強会や審議過程における意見等に十分留意のうえ、計画の実現に努めること。
- 2 本計画は、本市が合併して初めての総合計画であることから、その目標と施策の方向について広く市民に周知を図ること。
- 3 本計画の実施に当たっては、社会経済状況や時代の変化に的確に対応した効果的・効率的な施策展開に努めるとともに、地域の均衡ある発展と市民生活に密着した施策展開に意を用いること。

5. 審議会委員名簿

No.	種 別	氏 名	所 属 等	備 考
1	農林業代表者	遠 藤 義 一 エントウ ヨシカス	農業委員会	
2		鈴 木 賢 一 スス キケンイチ	みちのく安達農業協同組合	
3		三 浦 道 則 ミウラ ミチノリ	〃	
4		堀 籠 昭 ホリコメ アキラ	安達森林組合	
5	商工業代表者	遠 藤 重 孝 エントウ シゲタカ	二本松商工会議所	
6		村 松 隆 雄 ムラマツ タカオ	あだたら商工会	
7		安 斎 文 彦 アンサイ フミヒコ	〃	
8		守 谷 和 雄 モリヤカス オ	〃	
9	地域代表者	吉 野 正 昭 ヨシノ マサアキ	二本松市区長会	
10		安 田 庄 一 ヤスタ ショウイチ	〃	
11		菅 野 徳 一 郎 カンノ トクイチロウ	〃	
12		斎 藤 仁 平 サイトウ シンヘイ	〃	
13	学識経験者	國 井 文 郎 クニイフ ミオ	旧合併協議会委員	会 長
14		菅 野 勝 子 スゲノ カツコ	〃	
15		斎 藤 みつ子 サイトウ ミツコ	〃	
16		佐 藤 百理夫 サトウ モリオ	〃	
17	一般公募者	小 泉 マ サ コイス ミマサ	公 募 委 員	
18		加 藤 八 重 カトウ ヤエ	〃	
19		根 本 セイ子 ネモト セイコ	〃	
20		佐 藤 寿 子 サトウ ヒサコ	〃	
21		黒 森 奈美子 クロモリ ナミコ	〃	
22		斎 藤 悟 至 サイトウ サトシ	〃	
23		斎 藤 照 夫 サイトウ テルオ	〃	
24		菅 野 正 信 カンノ マサノブ	〃	副 会 長